

## 第 150 回練馬区緑化委員会 会議の記録

- 1 日 時 平成 29 年 1 月 12 日（木）午前 10 時～
- 2 場 所 練馬区役所 西庁舎 7 階 第一委員会室
- 3 出席者 会 長：金子忠一  
副会長：横田樹広  
委 員：藤崎健一郎、佐藤留美、西貝孝之、  
星美登里、小川けいこ、小川こうじ、  
倉田れいか、坂尻まさゆき、やない克子、  
植松正一、西貝嘉隆、中村忠、後藤幸子、  
三浦雄二、早川義隆、本橋世紀子、  
加藤政春、中村壽宏、松延圭吾  
理事者：環境課長、都市計画課長、開発調整課長、  
道路公園課長  
事務局：環境部長、みどり推進課長
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者数 2 名（傍聴人定員 10 名）
- 6 次 第
- 1 開会
- 2 審議
- (1) 練馬区みどりの基本計画の改定について（諮問第 189 号） 【資料 1】
- (2) 保護樹林の指定解除について（諮問 193 号） 【資料 2】
- 3 報告
- (1) 保護樹木の指定解除について 【資料 3】
- (2) 「みどりの区民会議」について 【資料 4】
- 4 その他
- 7 会議内容
- みどり推進課長 定刻となりました。事務局のみどり推進課長、塩沢と申します。よろしく申し上げます。
- ただいまの出席委員数は 20 名です。当委員会の定数は 22 名です。過半数の出席がありますので、本日の委員会は成立しています。
- なお、内堀委員より欠席の届けをいただいています。また、理事者側では都市農業課長が別件公務のため、本日欠席いたします。
- 会 長 緑化委員会ということで、みどりは我々にとって欠かすこと

ができない、とても大事になりますので、皆さんの活発なご意見等を委員会ではよろしく申し上げます。

まずは事務局より資料の確認をよろしく申し上げます。

みどり推進課長 （資料確認）

会 長            それでは、お手元にある次第に沿って、委員会を進めたいと思います。

                  まず審議事項になります。審議事項の1件目、前回からの引き継ぎ事項になりますが、諮問第189号「練馬区みどりの基本計画の改定について」の審議を行います。

                  事務局よりご説明をよろしく申し上げます。

みどり推進課長 （資料1説明）

会 長            練馬区のみどりを巡る現状と現行計画の達成状況をご説明いただきました。現状を認識いただきたいということ、また、達成状況等と現状の課題についてご理解いただきたいということで、資料を用いてご説明いただきました。それから、国での動き、あるいは他都市の状況を参考として話していただきました。最後に、1ページ目の下にあります、みどり施策が目指す将来像を考える上での視点(1)、(2)、(3)について様々なご意見を伺いたいということです。

                  時間も限られているため、様々なご意見を伺えれば、どの点に関してでも結構です。ご意見、ご質問、それから前半の現状への質問も含めてでも結構です。練馬区民として、あるいはそれぞれのお立場でのご意見もあるかと思しますので、よろしく願いいたします。

A委員            前回の練馬区公共施設等総合管理計画の中に公園という項目があります。そこに、緑地の4分の3くらいは民有地、公共の緑地が二十数%とありました。

                  みどりは直接関係している担当部門以外にもあり、道路であれ河川であれ、もちろん民有地もあります。それらに対する横のつながり、悪く言えば口出しを積極的にやってほしいと思います。

                  例えば、公共施設の中で学校があり、学校の校庭は結構広い面積を持っています。そこをもう少しみどり豊かにできないかと思えます。これは教育委員会の管轄なのでしょうが、学校にみどりが多いと、子供たちが自然に接するためにも非常にいい

のではないかと思います。みどりの面積だけではなく、そこに鳥が来たり虫が来たりすれば、教育上もいいと思います。

そこまで口を出すかはともかくとして、担当の公園緑地以外にもできるだけ横串を入れていかないと、みどり 30 や、一人当たりの公園面積 5 m<sup>2</sup>、6 m<sup>2</sup>の達成は難しいと思います。みどりに限らず環境の問題でも、安全、災害、防災の問題で同様に、縦割り行政にできるだけ横串を入れることを、積極的にやっていただければいいと思います。

みどり推進課長 みどり推進課はみどり施策を総合的に推進する役割を担っております。ただ、学校の校庭を全部緑化しても、緑被率は 30% に至りません。

現在も学校を設置するに当たり、基準では敷地面積の 3 割を緑被にするよう計画し、みどりを配置しているところです。枯れて空いてしまった部分には、補植をお願いしています。しかし、校庭の広さとみどりのバランスは当然必要だと思えますし、それは学校の判断になります。

みどり推進課としては、これまでも、みどりを増やしてもらおうように横の連携を進めて参りました。今後も公共施設の管理計画に位置づけていきたいと考えています。

## B 委員

民有地のみどりが練馬のみどりを支えていることが先ほどのプレゼンテーションでよくわかりました。全部を公有地化していくことは非常に難しいことで、いかに民地を活用していくのかが、これからのみどり保全では鍵になると感じています。

では、どう活用していくのかですが、例えば練馬ですと、農の風景育成地区です。高松地区の地元の方と話していると、その制度に乗ったことで、農家の方が農業を続けていく意識が出てきているように感じます。

区民の方々も身近で近くに農地があって、みどりがあってよかったという体験ができる。農家と区民が組んで、大豆問屋さんといった事業者の方も入っていると聞いています。そういった活用です。

あとは今回の資料の 7 ページに様々な先進事例があります。「経堂の杜」という世田谷区の宅地開発の事例です。既存の屋敷林やみどりをある程度残し、かつそこに、また人々が集えるような場所も残していくといった形の開発です。

今の宅地開発はほとんど、全部更地にしてみどりをなくし、そこに戸建やマンションを建てていくと思いますが、そうではない形で何かしたいと思っている地権者の方々には、こういっ

たものがあるということです。

こうした民間の新しい流れをうまく取り込んで、行政として何らかのバックアップができれば非常にいいと思います。

最後に、資料1の8ページですが、様々な基本計画が載っています。私は昨年度、目黒区で委員としてみどりの基本計画の策定に関わっていました。そこでは、みどりと暮らしや、みどりとまちづくりをいかに結びつけていくか、一般の方々の身近なところにみどりがあり、自ら参加してみどりをつくる活動ができるか、といったことが語られていました。

「みどりが彩るまちづくり」とか、「みどりを活用したコミュニティ」が目黒区の基本計画の策定委員会では語られていました。まさにそこが活用につながっていく。いかに様々な方々に使ってもらえるか、自然が好きな方々だけではなく、一般の方々がどんどん親しんで、みどりがあって、練馬に住んでよかったと思えるような施策が進んでいくといいと思います。

みどり推進課長 農の風景育成地区は農業を続けていただけることが、まず一番だと思います。区にとっては、その風景を残すために何ができるのかが大きな課題であると思います。

また、経堂の杜の事例は非常にいいあり方だと私も感じていて、練馬区にもそんな事例ができていけばと思います。様々な情報を集めて周知をしていきたいと考えています。

区民がみどりを身近に感じてもらえるような、みどりの活用やつくり方は本当に大きな部分になるかと思っています。量も大事ですが、身近に感じるみどりをつくるのが、本当に大きなテーマになると思います。

C委員

今のプレゼンの内容はとても実感がありました。私は今、石神井に住んでいますが、この2、3年で特に感じるのが、近くの家の周りの農地が次々と宅地化されていることです。ちょっとした農地が全部で15軒ぐらいの、1軒あたり30坪程度の宅地になります。当然、庭木が入る余裕はほとんどない。これによりみどりが減っているというのが実感としてありましたが、それがまさに今、データで示されたということです。

プレゼンを聞いていると、従来型のやり方では、根本的解決をできる状況ではなく、革新的な何かが起きるか、あるいは、人口が極端に減るかでなければ解決しないと思いました。一つ思ったのは、話に上がっていなかった屋上緑化です。極端に言えば戸建ての家の全てが屋上緑化すれば、相当緑被率も上がると思います。そこまでは無理だとしても、数十年先の課題とし

て、公共機関、ほとんどの民有のマンションの屋上を緑化していく、といった施策もあるのでないかと思い、提案します。

みどり推進課長 屋上緑化の推進にはこれまでも補助金による取り組みをしています。しかし、助成があるとしても、建物の構造、防水処理や耐久性など、所有者には重い負担になる部分もあります。引き続き、周知は続けていきたいと思えます。

D委員 増やすことは非常に大変だと思います。だから、今あるものをどう残していくかが非常に大事だと思います。特に、大泉では非常に農地が多く、大きな農地は相続になると、大体、全部なくなって住宅が建ってしまいます。

ですから、農地もそうですが、今ある広い、大きなみどりは、将来的なことを考えて対応していかないと、ますます宅地化してしまうというのが実態です。なので、増やすのも大変ですが、今あるものをどう残していくかを考えていく必要があると思えます。非常に難しいことだと思いますが、ぜひその辺をご検討いただきたいと思えます。

みどり推進課長 農地はあくまで個人の所有地であり、生業として活用する土地です。相続となったときに、区が農地を買うとすればどう活用するかが課題になります。財政的な面も考えながら、先ほどの農の風景育成地区も含め、必要なものは残していくというのは、これからも検討していきたいと思えます。

都市計画課長 制度的な話をいたしますと、農地は生産緑地法によって生産緑地として残っている部分もあります。基本的には、平成4年から30年間営農する前提で、農地として残っています。

もともとの考え方としては、都市圏は宅地化していこうというのが基本にあって、農業をやらない人の土地に関しては、宅地化していこうというのが基本的な生産緑地法の考え方です。それが前提になっているので、委員がおっしゃった状況も、法的前提のもとに進んでいます。

ただ、練馬区の立場としては、農地を都市にあるものとして位置づけて、しっかりと残していこうということで、国にも働きかけています。区としては、農家の人たちが税制面も含めて農地を維持していける、農地を保全していくような制度設計を、国に要望している状況です。農地は都市にあるものという大きな考え方に国も転換している状況ですので、制度改正にのっとりまして、私どもも農地を残していく方策については、今後、

検討しなければならないと考えています。

#### E 委員

今日のご説明で、みどり 30 の達成がいかにかに難しいかは分かりました。予算的に非常に難しいため、どこで施策を重点的に進めるべきか書いてありましたが、これは特に強弱をつけるのではなくて、どこであっても、多少でも可能性のあるところは進めるべきだと思います。

先ほど、学校の緑化の例がありました。みどり 30 という目標からは小さいかもしれませんが、確実に可能性のあるところとして重要だと思います。校庭の芝生化は、中村小学校が非常に進んでいる良い例だと思いますが、それに続く例があまりありません。全面芝生化はそこだけです。管理が大変であるとか様々な課題がありますが、中村小学校の場合には、緑化することで、父兄の人が集まってもらい、初めは大変だったかもしれませんが、集まるのが逆に楽しみになっています。今はそこでお茶会やキャンプをするなど活動が発展してきています。量を増やすと同時に、そういったことも進めることが非常に効果的だと思います。

ほかの学校にも勧めていただければ、初めは、どうしても大変だと言われるのですが、うまくいけば、回転し出すので、進めてほしいと思います。

それから、1人あたり公園面積を土地買収で行うのは大変だということが、先ほどの資料でわかります。最近の制度として都市公園法が改正されて、立体都市公園という制度ができています。民有地の上に公園をつくることができ、二子玉川とか横浜で事例があります。再開発する場合に、下を民間のオフィスや住宅にして、その上を都市公園として、デベロッパーの方と協力していく方法があると思います。

また、農地は面積的にも非常に大きいですし、先ほどの資料ではこのままいくと半分ぐらいになってしまうものを、現状を維持程度にしないと、緑被率 30% が達成できないということがありました。そうすると、農業の利潤を増やす仕組みをつくるべきではないか。この場でできる話ではないですが、農業関係の方や経済関係の方と、いかに高く売って、あるいは高く買うような仕組みや、販売の仕組みをつくることを総合的にやっていく必要がある。具体的には非常に難しいと思いますが、そういった方々と連携をしていく必要があると思いました。

みどり推進課長 校庭の芝生化は、みどりを通じて、区民同士のコミュニケーションが図られていくという1つの例かと思います。今後も、

校庭の芝生化のいい事例として、啓発をしていきたいと思えます。管理の大変さは当然ありますので、まずは地域の人たちのご理解が大きなポイントになると思えます。

また、民有地の立体都市公園という事例もごさいます。練馬区ではそれだけ大きなスペースがとれるかどうかが課題かと思えます。

都市計画課長 都市計画公園を整備して、さらにみどりを増やしているという話がごさいました。前々回に区政改革のまとめを緑化委員会でご説明をしたかと思えます。

区としては基本的な考え方として、例えば、道路や公共施設をつくる時または再開発をする時の様に、まちづくりを進めるときには、みどりを増やしていこうというのを基本に据えています。様々な都市インフラを整備する際には、新しい緑をつくっていくことを基本に、これからのまちづくりを進めていきたいと考えています。様々な手法を取り入れながら、新しいみどりを公としてもつくっていくことは基本に据えていきたいと考えています。

会 長 本日はこの関係以外として、他の審議、報告案件があります。また、この案件については、継続的に審議する内容ということでもあり、様々なご意見を伺いたいということでもあります。多くの委員がおられる中で、20分でご意見を聞くのは非常に無理があります。この後、事務局が各委員から個別にご意見をいただく形としてよろしいでしょうか。

みどり推進課長 個別でお受けしますので、よろしくお願ひします。

会 長 今後の予定ですが、いつ頃までが目途になりますか。

みどり推進課長 次回の当委員会は3月を予定していますので、2月初めぐらいまでに、2週間でご意見をいただきたいと思えます。

会 長 窓口はどちらですか。

みどり推進課長 みどり推進課のみどり計画係というところで、後で連絡先をお伝えいたします。

会 長 多くの委員の皆様が様々なご意見、ご質問等があるかと思えます。個別にご意見を述べていただく形にしますが、この場で

言っておきたいことがありましたらお受けしますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、委員の皆様への伝えやすい手段で結構ですので、事務局にご意見、ご質問を出していただくということで、この案件については議事を1回締めます。

それでは、審議案件の二つ目、保護樹林の指定解除について、諮問第193号のご説明をよろしくお願いします。

みどり推進課長 （資料2説明）

会 長 この件に関しまして、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。特によろしいでしょうか。

それでは、指定解除やむなしということで、ご了解いただきました。ありがとうございます。

では、次に、報告事項になります。

まず、保護樹木の指定解除について、事務局よりご説明をお願いします。

みどり推進課長 （資料3、参考資料説明）

会 長 報告事項ではありますが、何かご質問等ありますでしょうか。

F委員 7ページの9番ですが、平成25年に伐採されています。解除は平成28年11月24日ということになるのですか。

みどり推進課長 こちらは平成25年に伐採されました。その時点で、所有者からの情報の連絡が入れば、その時点で解除できましたが、今回の他の樹木と共に申請を受けましたので、実際に現地には樹木がない状態でしたが、今回の解除としました。

樹木の点検は概ね5年周期です。その間に所有者の事情で伐採する場合は、本来であれば、申し出ていただく必要がありますが、今回は先に伐採されて、今回の解除となりました。

F委員 所有者の方が申請するとき、伐採する場合の申し出については伝えているということでしょうか。そのうえで申し出がなされなかったということでしょうか。

みどり推進課長 指定をする際には、勝手に伐採はできないことはお話しています。枝の切り方についても、樹形が保てないような管理をしてはならないことはお話をした上で指定をしています。今回に

については、所有者が失念しておられたため、この様な結果になってしまいました。今後とも、周知はしっかりしていきたいと思いを思います。

F 委員 5年ごとに確認をされているということですが、改めて周知をすることはありますか。

みどり推進課長 5年ごとの確認の時点で各所有者に確認をしています。この様なことがないように、さらに注意をしていきたいと思いを思います。

会 長 参考までにお聞きします。前のページの7番のケースで、境界線を越境しているのので、解除はやむを得ないと思いを思います。その理由をお聞かせください。例えば、隣地の方が、土地を使う、建物を建てるために支障があるといったことが想定されません。可能な範囲内で結構ですので、教えてください。

みどり推進課長 越境していた土地は空き地でしたが、売りに出されて、新しく建物が建てられることになり、新たな隣地の所有者から、保護樹木の所有者に越境解消のための伐採の要望がありました。保護樹木の所有者さんとしては何とか残したかったのですが、強い要望だったようで、やむなく建物が建つに際して、伐採せざるを得なくなったという状況です。

会 長 おそらく、保護樹木のような大木は隣地境界にある可能性が十分高いと思いを思います。当然、枝が伸びると越境することは十分想定されます。前段の審議事項にもありましたが、宅地のみどりが減少しているのは、こういった樹木がなくなることもあるかと思いを思います。こういった樹木をどうやって残していくかということ、周辺の方の理解を得ながら守っていくかというのは、1つの課題と感じたもので質問しました。

ほかに何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、二つ目の報告事項、みどりの区民会議について、ご説明をお願いします。

みどり推進課長 (資料4説明)

また、先ほど説明しました資料1についても、今後の区民会議でお示しをして、様々なご意見をいただき、当委員会にご報告したいと思いを思いますので、これからの審議の参考にしていただければと思いを思います。よろしくをお願いします。

会 長           ただいまのご報告について、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

E 委員           最後の学生の意見はすごく貴重だと思います。また、定年退職された方にも同じような方が多くいると思います。一方で、芝生化などをやる時には人が居ないという場合ばかりなので、そこをうまくつなげる仕組みが大事だと思います。落ち葉についても、掃くのが大変だという話もありますが、役所等がうまく間に入りコーディネートし、何かやろうと思っている人たちと、人と事業者をうまくつなげる仕組みというのを、基本計画等で進めていただければと思います。

みどり推進課長   区民会議では、協働の仕組みづくりというのが1つの大きなテーマになっています。これまでも基本計画では協働をうたっていました。それをさらに具現化あるいは区民の皆さんが参加しやすい形とするための方策について、皆様から様々なお知恵をいただければと考えていますので、今後の審議の中で意見をいただいきたいと考えています。

G 委員           今の話に関連して、民有地の緑地をオープンにさせていただくことに対して、土地所有者の方への、インセンティブになるような仕組みが求められているかと思いますが、その広報みたいなことで、仕組みを公表されたりしているものはありますか。

みどり推進課長   民有の樹林地は憩いの森、街かどの森として、区が借りて管理する制度があります。所有者のメリットと区は保全するというメリットが合致しており、重要な事業であると思います。これは、区報で定期的に掲載し、ホームページでも制度を紹介しています。

                  職員が現場を回っている中でも、貴重な樹林地であると判断した場合は制度を紹介しています。

G 委員           ありがとうございます。媒体がすごく大事だと思うので、基本計画とあわせて、発信手段あたりも工夫する必要があるかと思いました。

B 委員           協働を進める仕組みづくりに触れていたかと思います。練馬にはみどりのまちづくりセンターがあり、ハブとして活躍されているのかと思います。

                  資料1の5ページの左側の(6)の、区民協働による樹林地管

理では、憩いの森のある暮らし体験講座、森もりファンクラブという事業がありました。みどりのまちづくりセンターの事業かと思えます。森カフェとか楽しいことを行いながら、落ち葉掃き等のサポートもしている事業です。私がセンターの職員の方や森もりファンクラブの方からお話しをお伺いすると、民有地のみどりは、触れられない、個人的には入れない、地権者の側から見ると、今まで厄介者と苦情ばかりもらう場所だったのが、ハブ役のセンターがあることによって、今まで入れなかったところに入れて、地権者の顔が見え、地権者の気持ちもよくわかった、森があつてすごくうれしい、よかったという意見になっています。そういうプラスの意見はなかなかうかがえないところですよ。

苦情ばかり目立ってしまいましたが、この様な場を作っていくことが非常に有効だなと思えます。それによりみどりを持っている方の残していくモチベーションになったり、区民の理解が広がって、苦情が少なくなってくる。その様になっていくかと思えます。

区としては、みどりのまちづくりセンターのような中間支援や、協働をこれからも進めていく方向でしょうか。

みどり推進課長 憩いの森を増やす取り組みと、もう1つは、そこで地域の住民が集まって清掃も含めた活動をする森もりファンクラブが増えていけばいいと思っています。それを実際に動かすのがみどりのまちづくりセンターです。

まちづくりの視点からみどりに取り組んで、地元のコミュニケーションを図っていく役割を、みどりのまちづくりセンターには大きく期待をしています。我々としても、支援をしていきたいと考えています。

会 長 他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、その他になります。まず、委員の皆様から何かありませんでしょうか。特によろしいでしょうか。

それでは、事務局からお願いします。

みどり推進課長 それでは、次回の日程のご説明をします。次回の緑化委員会は3月22日13時より当委員会室で予定しています。年度末のお忙しい時期だと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それと、先ほど基本計画の資料についての提案先ということで、窓口の連絡先、担当の部署について、用紙を皆さんにお渡しします。お帰りの際にお持ちください。

何でもご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお  
願いします。

会 長

今、事務局からありましたように、みどりの基本計画の将来  
像を考える視点に関しましては、どうぞ忌憚のないご意見を、  
事務局へお願いします。

それでは、以上で終了します。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —